



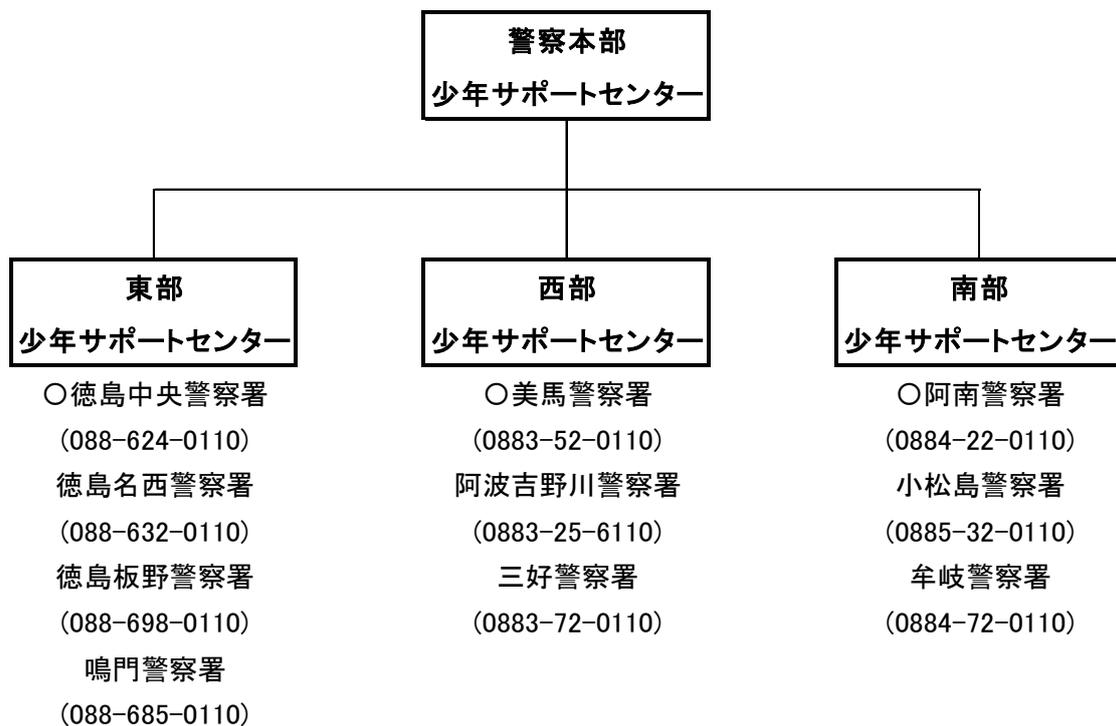
# 少年サポートセンターだより 8月



本年度より、少年サポートセンターの方面運用が始まり、これまでの警察本部に加え、東部、西部、南部それぞれの少年サポートセンターでも立ち直り支援や被害少年への支援を実施することになりました。少年補導職員は、少年女性安全対策課に籍を置きつつ、従来どおり、警察署で勤務しますが、各方面ごとに複数対応することで、少年や保護者などをサポートセンター全体できめ細かく支援することができるようになりました。

年々、街に出て補導される少年が減少している一方、親からの虐待の相談、インターネットにまつわるトラブルの相談、学校内外でのいじめ相談など、少年からの相談は増加傾向にあり、こどもとの関わり方の相談など保護者からの相談も多く見受けられます。

少年サポートセンターでは、個々のケースについて専門的な見地からアセスメントし、柔軟で効果的な対応ができるよう努めるとともに、少年の居場所作り活動などを通じた独自の活動を展開することで効果的な支援ができるよう取り組んでいます。



※ 各方面の少年サポートセンターに運用責任者を置き、サポート活動を管理しています。  
※ ○印の警察署に運用責任者を配置しています。

☆ **少年サポートセンター**では、  
毎月第1日曜日 **サンデー親子相談室**  
を開催しています。子育て、しつけ、いじめなどの相談を受けています。  
～第1日曜日10時～16時 場所：警察本部相談室～  
**ヤングテレホン 088-625-8900 いじめホットライン 088-623-7324**